

公益財団法人亀岡市スポーツ協会  
加盟団体**運営・活動補助金**交付要項

(趣旨)

加盟団体が、競技力の向上及び生涯スポーツの普及・振興を図るとともに、組織運営の充実を図るための活動経費に対し、この要項により予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助対象事業)

公益財団法人亀岡市スポーツ協会加盟団体運営・活動費補助金（以下「補助金」という。）の補助対象事業は、次のとおりとする。

1. 各種スポーツ大会等の事業及び組織運営の充実を図るための活動事業
2. 競技・地域スポーツの活動のため、必要なスポーツ用具等の購入事業
3. 加盟分担金、会議費、雑費は補助対象外とする。  
※茶菓子、弁当等食糧費は全て対象外。
4. その他、特に会長が認めた事業

(交付申請)

補助金の交付を受けようとする団体は、別に定める補助金交付申請書（運営活動様式）を当該年度の5月22日までに会長に提出しなければならない。

(補助金交付決定)

会長は、補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し適当と認めた場合は、予算の範囲内で補助金の交付を決定するものとする。

(実績報告)

補助事業完了後すみやかに、別に定める実績報告書（運営活動様式）を会長に提出しなければならない。